

平成25年度就学援助制度のお知らせ

筑前町では、町立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な理由により困難と認められる家庭の保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。希望される方は、下記により申請してください。

なお就学援助制度の申請は、毎年申請が必要です。

◆ 援助対象者の認定基準

以下のいずれかの条件に該当する世帯

- ① 生活保護が停止または廃止になった
 - ② 世帯全員の町民税が非課税又は減免されている
 - ③ 児童扶養手当を受けている
 - ④ 国民年金保険料が免除されている
 - ⑤ 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい
- ⑤につきましては、町で定めた基準（生活保護認定基準の1.2倍未満）により、認定します。

◆ 援助内容

支給項目及び支給額

※ 認定をした月や学年ごとに支給内容が異なります。

(単位：円)

| 【年額】 | | 学用品等購入費 | 入学支度金 (①) | 給食費 | 校外活動費 | 修学旅行費 | 医療費 (②) |
|------|------|---------|--------------|-----|-------------------------|-------------------------|------------|
| 小学校 | 1年 | 11,100 | 19,900 | 実費 | 活動に要する 経費の均一の 負担額 | 旅行に要する 経費の均一の 負担額 | 自己 負担額 |
| | 2～6年 | | | | | | |
| 中学校 | 1年 | 21,700 | 22,900 | | | | |
| | 2・3年 | | | | | | |

【注】 原則、校納金は通常どおり納めた上で、各学期末に事後支給となります。

- ① 入学支度金の対象は、新入学児童生徒（小1・中1）で、かつ4月・5月認定者のみです。
- ② 医療費は、学校病（虫歯・中耳炎・結膜炎・はくせん（タムシ・しらくも・水虫）・慢性副鼻腔炎・アデノイドなど）のため学校から医療券の発行を受けた場合のみです。
- ③ 校外活動費、修学旅行費には限度額があります。

◆ 申請に必要なもの

- ① 平成25年度就学援助（準要保護児童生徒）申請書類（教育課・学校にあります）
- ② 保護者名義の預金通帳の口座番号の分かるもの（郵便局は、ゆうちょ銀行（7桁の口座番号）に切り替えられたもののみ使用が可能です）
- ④ 印鑑（認印）

※平成25年1月2日以降に筑前町へ転入された方のみ、世帯全員分の所得課税証明書を平成25年1月1日にお住まいの市町村で交付を受けて下さい。

◆ 申請手続

申請書類に必要事項を記入・押印し、教育課へ提出下さい。

認定結果については、教育委員会にて認定の可否を決定し、通知します。

◆ 申請締切

申請は随時受け付けています。

審査にて認定となった場合は、申請した月から対象となります。

◆ お問い合わせ先

筑前町教育委員会 教育課（筑前町新町450番地 筑前町こども未来館内）
☎0946（22）3385（直通）